

平成31年度入学生

「只見町山村教育留学生」選考基準

【目的】

只見町山村教育留学生は、豊かな自然の中での心身の健やかな成長を土台として、学業に必要な知識の吸収にとどまらず、只見町が抱える諸課題に向き合い、対処できるような幅広い知識、思考力、実践力をもち、卒業後も只見での経験を踏まえ、社会的活躍が期待できる人物とする。

以下は、只見町山村教育留学生を決定するにあたり、その基準を定めるものである。

【選考委員】

選考委員は、副町長の職にある者、教育長の職にある者、その他町長が認めた者で構成する。

【選考の期日】

只見高校Ⅰ・Ⅱ期選抜試験受験予定者の選考の期日は、町長が定める。

なお上記選考後、Ⅲ期選抜にかかる選考及び下宿による只見高校通学者の中途選考について、奥会津学習センターの受入状況に応じ町長が実施と期日を定める。

【選考の方法】

「只見町山村教育留学生」応募申込書と、学業成績証明書による書類を審査し、原則として面接を行う。

なお中途選考については、応募申込書をもって審査する。

【選考の基準】

- (1) 中学校生活における生活態度が良好であり、高校生として健全な集団生活ができる者
- (2) 各学年における欠席日数が10日を超えない者
- (3) 学業成績が概ね良好な者
(5段階評価において評定平均が3以上の者)
- (4) 定期診療が必要な疾病がなく心身ともに健康である者
- (5) 本人及び保護者が留学、地域貢献に意欲的である者

【決定】

上記選考基準を基本に上限を20名に選考し、只見町山村教育留学生に決定する。